

島根県犯罪被害者等支援計画にかかるパブリックコメント意見一覧

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
1	①被害者支援センターの利用方法をもっと拡散して頂きたいです。	被害者支援センター（島根被害者サポートセンター）の利用方法については、その他の犯罪被害者等への支援制度や関係団体の取組等とともに、県及び県警のホームページや県内各地で実施するイベント等を通じて周知に取り組んでいるところですが、認知度は十分とは言えない状況にあります。引き続き、SNSの活用など、より一層の周知・啓発に取り組み、被害に遭われた方々に必要な情報が迅速に届くよう努めてまいります。				
	②被害者を確実に守る迅速で法的な支援が必要です。	県では、条例に基づき、犯罪被害者等の尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利を有することを基本理念として、犯罪被害者等支援につながる各種の施策を展開しております。支援を行う関係機関が相互に連携・協力し、被害にあわれた方の個々のニーズに合わせ、迅速かつ途切れない支援が提供できるよう支援体制の整備を図ってまいります。				
	③公認心理士の派遣が必要です。	犯罪被害者等の精神的被害の回復のため、県警や島根被害者サポートセンターに臨床心理士・公認心理士の資格を有するカウンセラーや精神科医を利用していただく制度を設けています。学校においては、スクールカウンセラーを配置しています。今後も、犯罪被害者等に対し、同制度の周知に努めるとともに、中長期的支援を行うため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めてまいります。				
	④マスコミの対応について援助が必要です。	<p>犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の置かれている個々の事情に応じて適切に行うとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行う必要があります。今後も引き続き、様々な機会や媒体を通じ、犯罪被害者等に対する支援の必要性や二次被害防止の重要性等について、県民等の理解増進を図る取組を行っていくこととし、取組に二次被害防止を含むことを明示いたします。</p> <p>第4章 具体的な施策の取組について、以下のとおり修正します。</p> <table border="1" data-bbox="638 981 1404 1223"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 981 1021 1010">変更前</th> <th data-bbox="1021 981 1404 1010">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 1010 1021 1223">様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の<u>重</u>要性等について県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。</td> <td data-bbox="1021 1010 1404 1223">様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の<u>必要性、二次被害防止の重要性</u>等について、県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の <u>重</u> 要性等について県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。	様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の <u>必要性、二次被害防止の重要性</u> 等について、県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。
	変更前	変更後				
様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の <u>重</u> 要性等について県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。	様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の <u>必要性、二次被害防止の重要性</u> 等について、県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。					
⑤生活面と経済面の費用が必要です。	犯罪被害者等を経済的に支援するため、損害賠償請求等に関する周知や県の見舞金制度、国の犯罪被害給付制度等の取組を行っております。その他、一般的な経済的支援として、生活における生活福祉資金等各種支援及びその利用について情報提供を行っております。今後も関係機関と連携し、経済的な支援や生活支援にも取り組んでまいります。					
2	⑥女性相談センターの相談員の方は、安定した正規職員で、継続的に被害者の県民を支えることができるようにすべきでないか。なにかあったときに心強い相談体制があることは、島根県に住むことの安心につながり、定住につながると思う。相談員さんがころころ変わることは、あまり人権を大切にされていないか。	女性相談センターでは、困難な問題を抱える女性支援の中心的機関として、その機能を十分に発揮し、相談者に対して適切かつ継続的な支援が行えるよう、雇用形態に関わらず、所長以下、女性相談支援員・女性相談支援専任のケースワーカーや心理支援担当職員等が協力し組織としての対応を行っております。今後も、困難な状況に置かれている女性からの様々な相談に適切に対応し、相談者に安心してご相談いただけるよう、各種研修の受講やOJT等により女性相談支援員等のスキルアップの取組を進めてまいります。				
3	⑦性被害は男性にもあり、その後PTSDになることもあることから、男性に向けても情報を積極的に出す方向を望む。よく女性お手洗いに、さひめのカードがあるのは見ますが、男性のほうは情報を受け取る機会があるのかわからない。まだ家父長制の強く残る地方で、男性は強くあるべき、男なら我慢などの空気は男性を追い込み、悲しい結末を招くことにもつながると思う。被害者支援と同時に包括的性教育などを大人も受ける機会を拡充いただきたい。	男性の性被害についての意識啓発研修を県・市町村・民間団体の窓口相談職員や小中学校・特別支援学校等において性に関する指導を担当している教員・保育所等の保育士等を対象に今年度初めて実施したところです。そのような取組を通じて、理解促進を図るとともに、警察、市町村・民間支援団体等との連携・協力を推進し、男女問わず犯罪被害者等の個々のニーズに合わせたきめ細かな支援を行ってまいります。				